大口町内事業者休業時支援補助金 申請にあたってのQ&A

< § 1 補助の対象>

【質問】1-1

補助の対象となる法人は、「大口町内に主たる事業所を有し、事業活動による収入が計上されている法人」とあるが、主たる事業所とは何か。

【回答】

町内に本社があることや、町内にある事業所で生産・製造管理や人事管理を行っていること等、その地域の拠点となるような経営機能がある事業所をいいます。

【質問】1-2

補助の対象となる個人事業主はどのような事業者か。

【回答】

町内に住民票がある個人事業主で、事業活動による収入が生計を維持する主たる収入であり、その収入が確定申告で事業所得の算定の基になっている個人事業主をいいます。

【質問】1-3

事業活動による収入が生計を維持するための主たる収入であることはどう確認するのか。

【回答】

直近の確定申告書類の写し(所得税青色申告決算書、収支内訳書及び法人税事 業概況説明書も含む)により確認します。(税務署の受付印又は電子申告の受信 通知があるもの)

確定申告において計上されている所得のうち、事業所得金額が最も多く計上 されている等、生計を維持している収入となっていることを確認します。

【質問】1-4

継続して町内で事業を営むとあるが何年程度か。

【回答】

特に定めはありませんが、事業内容等を審査し一時的な事業活動ではないと 認められれば補助金の対象となります。

【質問】1-5

事業者は疾病により出社ができない状況にあっても、事業所(店舗)が営業を している場合は、補助の対象となるのか。

【回答】

補助金は、事業者が事業活動の停止を余儀なくされた場合に対象になります ので、事業所(店舗)が営業を継続しているのであれば、対象になりません。

【質問】1-6

複数の事業所(店舗)を所有する事業者で、ある一つの事業所(店舗)を休業した場合は、対象になるのか。

【回答】

補助金は、事業者が事業活動の停止を余儀なくされた場合に対象になります。 所有する全ての事業所(店舗)が休業した場合に補助金の対象になります。

【質問】1-7

疾病等が対象とあるが、事業者に疾病等はないが取引先の休業等を受けてやむをえず(仕入れ等が困難なため営業ができない)休業をした場合も対象となるのか。

【回答】

あくまで事業者または従業員の疾病や怪我により休業を余儀なくされた場合 が対象となるため、この場合は対象になりません。

【質問】1-8

一定数の従業員の疾病等とあるが、一定数とは具体的に何割程度か。

【回答】

特に定めはありません。一定数の従業員の疾病等により、事業活動の停止を余儀なくされたことが確認できれば補助金の対象となります。

【質問】1-9

同一年度で1回限りとあるが、同一年度で2度休業をし、1回目の休業期間より2回目の休業期間が長くなってしまった場合でも1度申請してしまったら補助対象外となるのか。

【回答】

この補助金は1事業者あたり同一年度内で1回限りとしています。同じ年度 内で2回目の休業期間が長くなったとしても、2回目は対象になりません。

< § 2 申請関係>

【質問】2-1

事業活動を行っていることが分かる書類とは具体的に何か。

【回答】

直近の確定申告書類の写し(所得税青色申告決算書、収支内訳書及び法人税事業概況説明書も含む)により確認します。(税務署の受付印又は電子申告の受信通知があるもの)

また、上記書類に加えて、事業活動を行っている事業所(店舗)の写真(外景、 内景)の提出が必要です。なお、事業所(店舗)がない場合は、事業活動に使用 する資機材(ホームページ画面、車両、工具等)の写真を提出してください。

【質問】2-2

事業活動を行っていることが分かる書類として確定申告書の写しを提出しようとした場合、前年度に事業として確定申告をしていなかった場合どういった書類を用意すれば良いか。

【回答】

開業届(税務署の受付印又は電子申告の受信通知があるものに限ります。)に加えて、売上帳簿など事業活動を行っていることが明らかとなる書類をご用意いただきます。

【質問】2-3

従業員数が20人以下の事業者が補助の対象となっているが、従業員数の定義は何か。

【回答】

労働基準法第20条に規定する「予め解雇の予告を必要とする者」の数をいいます。

【質問】2-4

従業員数はどのように確認するのか。

【回答】

直近の確定申告書類の写し(所得税青色申告決算書、収支内訳書及び法人 税 事業概況説明書も含む)により確認します。(税務署の受付印又は電子申告の受 信通知があるもの)

また、確定申告書類で確認ができない場合は、「給与所得・退職所得等の所得 税徴収高計算書(領収印があるもの)」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書 合計表」の写し等で確認します。

【質問】2-5

事業活動を停止したことが分かる書類とあるが、具体的にはどのようなものになるのか。

【回答】

医師の診断書に加えて、休業期間の告知をしたHPの画面やポスター、チラシ等により確認します。なお、診断書の提出が困難な場合は、休業せざるを得なくなった事由を証する書類の写しをご提出いただくなどして確認します。

【質問】2-6

郵送申請は可能か。

【回答】

申請は、郵送でも可能です。

< § 3 期間関係>

【質問】3-1

連続で3日以上とあるが、定休日がある場合はどう数えるのか。

【回答】

定休日は除いて数えます。

【質問】3-2

事業活動を停止した期間について見込みで申請(概算払)する時はどのよう に記入するのか。

【回答】

事業活動を停止する予定の期間を記入します。

<§ 4 交付・概算払・返還関係>

【質問】4-1

申請から振込まで何日程度時間がかかるのか。

【回答】

申請書類が整った後、概ね2週間程度となりますが、申請者の事情を考慮し、可能な限り早めに振込ができるよう柔軟に対応していきます。

【質問】4-2

疾病の長期化が見込まれ概算払で交付を受けた場合は、いつまでに事業を再 開する必要があるか。

【回答】

特に定めてはいません。

【質問】4-3

精算手続きの結果、返還金が生じた場合どのように返還するのか。

【回答】

返還が決定しましたら申請者へ返還の通知を郵送します。その際に、納付書を 同封いたしますので、お振込みをお願いします。

【質問】4-4

長期休業の予定で申請し、概算払を受けた。補助上限の25日を超える休業をしたが、休業中に数日間営業再開できた場合どの部分が補助の対象となるのか。

(例)



【回答】

25日間分を補助金の対象とすることができます。

申請は、原則、事業活動の停止を余儀なくされた事由が消滅した日以後となります。休業する予定で申請し概算払を受けた場合は、補助対象となる休業期間が確定した後の、精算手続きで25日間を対象とする精算手続きを行います。

【質問】4-5

疾病が長期と見込まれており申請、概算払を受けたがその後疾病が悪化し事業を継続することが困難となった場合は補助金の返還が必要か。

【回答】

申請時に、事業活動を停止した事由が消滅した後に事業活動を再開する意志 を有することが対象条件となりますので、結果として、事業継続が困難となった 場合については返還する必要はありません。

< § 5 その他>

【質問】5-1

補助金を受けた後、一旦事業を再開して、すぐに倒産、廃業した場合は不正受給になるのか。

【回答】

交付申請日、交付決定日、確定報告日において、倒産又は廃業している場合は 補助対象となりません。その後に倒産、廃業した場合は不正受給とはなりません。

【質問】5-2

不正受給があった場合は、どうなるのか。

【回答】

万一、不正受給となる事案が生じた場合は、補助金の返還を求めると同時に、刑事告訴も含め厳正に対処します。

【質問】5-3

この補助金はいつまでを予定しているか。廃止の場合の周知方法は。

【回答】

現時点では期間は設けていません。補助金を廃止する場合には広報やホームページ等でお知らせします。